

新制度「業務外活動支援制度」導入のお知らせ

株式会社ハイパーフィットネス

株式会社ハイパーフィットネスは、正社員を対象とした新制度「業務外活動支援制度」を導入します。本制度は、社員が社会貢献活動や社会人スポーツ活動を行うため、あるいは本人若しくは家族の事情により就業規則で定められた勤務が困難になる等の場合においても、正社員として雇用を継続したままフレキシブルに勤務することが出来る制度です。弊社は社員の多様な働き方を支援し『フィットネス業界において、働きやすく働き甲斐のある会社』を目指します。

記

1. 本制度を適用する事項は以下の通りです。
 - 1) 会社の業務以外のボランティア活動、社会人スポーツ活動、地域貢献その他の国内外協力活動への参加等
 - 2) 本人の勉学、研鑽、研究活動のため
 - 3) 本人の私傷病、障害等による体調不良のため
 - 4) 結婚、育児等家庭の事情のため
 - 5) 家族の介護、看護等のため
2. 本制度を適用した場合に特例的に取り扱うことが出来る事項は以下の通りです。
 - 1) 1日あたりの勤務時間数（4時間～8時間）
 - 2) 各日の勤務時間帯、またはシフト制交代勤務時間帯の指定または制限
 - 3) 1週の勤務日数（3日～5日）
 - 4) 各週の勤務曜日、休日等の指定または制限
 - 5) 時間外勤務の制限
 - 6) 深夜勤務の制限
3. 本制度を適用した場合の処遇に関する考え方は以下の通りです。
 - 1) 雇用形態は継続して正社員のまま、給与等は制度適用直前の等級を引き継いで決定します。
 - 2) 昇級・賞与査定は通常为正社員と同様に年2回実施します。
 - 3) この制度の適用を終了する場合は、通常社員の労働条件に復帰することが可能です。
4. 本制度は2015年4月1日より導入致します。

以上